

## 尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が行う地域集会所LED照明設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次条に規定する事業に助成を行うことにより、地域集会所の省エネルギー化を促進することで、物価高騰の影響を受ける地域の負担軽減及び施設の維持管理を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、安全を確保できる適切な更新方法について事前に専門事業者の確認の上、地域集会所の既存照明設備（LED照明以外の照明）の全部又は一部をLED照明に更新する事業とする。

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、市と締結した地域集会所に関する管理運営委託契約に基づき、地域集会所を管理する連合自治会、自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、地域集会所におけるLED照明の本体及び附属品の購入費並びに設置費並びに既存照明設備の処分費とする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、1地域集会所につき補助対象経費の4分の3に相当する額（その額が40万円を超える場合は、40万円）を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を1地域集会所につき1回に限り予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) LED照明に更新しようとする既存照明の数及び位置が分かる図面
- (2) LED照明への更新に要する見積書の写し
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認

めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、自治会等に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたとときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を変更する場合は、直ちに補助事業変更（中止・廃止）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助事業の中止又は廃止の場合を除き、その内容を審査し、適当と認めたとときは、前条第1項の決定を変更し、補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内に、補助事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) LED照明設置箇所を示した図面、記録写真等実施内容が確認できる資料

(2) LED照明への更新に係る費用の領収証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、書類の審査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、補助事業の目的を達成するために市長が必要と認めたとときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払の方法で交付することができる。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 虚偽の申請等をしたとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

3 第1項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、その超える分について期限を定めてその返還を命じなければならない。

(関係書類等の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は関係書類について調査をすることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、第13条から第16条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 自治会等名  
代表者住所  
氏名

補助金交付申請書

尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 地域集会所名称

集会所

2 事業費

円

3 補助金申請額

円

4 事業実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) LED照明に更新しようとする既存照明の数及び位置が分かる図面
- (2) LED照明への更新に要する見積書の写し
- (3) 誓約書（第2号様式）

第2号様式（第7条関係）

尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金の申請に関する誓約書

私は、尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金の交付申請に当たり以下のことを誓約します。

- 1 火災などの事故を防ぐため、事前に専門事業者へ器具の状態や適合性を確認しており、安全が確保できる適切な方法で更新します。
- 2 既存の照明設備（LED照明以外）を、同程度の性能を持つLED照明へ更新する事業であり、補助対象外の費用は含んでいません。
- 3 既存照明の処分について、適切な方法で行います。
- 4 本補助金を受ける対象経費について、国や地方公共団体などから重複して補助金等を受けていません。
- 5 申請内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 自治会等名  
代表者住所  
氏名  
(地域集会所名称： 集会所)

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金交付決定額

円

2 地域集会所名称

集会所

3 補助金交付条件等

- (1) 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては、尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

尾張旭市長 殿

補助事業者 自治会等名  
代表者住所  
氏名

補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた尾張旭市地域集会所LED照明設置事業について、次の理由により変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 地域集会所名称

集会所

2 変更（中止・廃止）理由

3 変更内容

(1) 事業内容

変更前	変更後

(2) 事業費

変更前	変更後
円	円

4 交付申請額等

変更前（交付決定額）	変更後（今回交付申請額）
円	円

5 添付書類

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した 集会所における尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金の交付決定を次のとおり変更します。

1 補助金交付決定額

円

2 変更の内容

3 補助金交付条件等

- (1) 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては、尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

尾張旭市長 殿

補助事業者 自治会等名  
代表者住所  
氏名

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市  
地域集会所LED照明設置事業について、事業が完了したので、次のとおり報  
告します。

1 地域集会所名称

集会所

2 補助金交付決定額

円

3 事業費

円

4 完了年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) LED照明設置箇所を示した図面、記録写真等実施内容が確認できる資料
- (2) LED照明への更新に係る費用の領収証の写し

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市地域集会所LED照明  
設置事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額  
円
- 2 補助金交付確定額  
円
- 3 地域集会所名称  
集会所

補助金請求書

補助金名称	尾張旭市地域集会所LED照明設置事業補助金		
地域集会所名称	集会所		
交付決定年月日 ・文書番号	年 月 日 第 号	交付決定金額	円
		確定・概算 の区分	確定 ・ 概算
振 込 先	金融機関名・支店名		預金の種類
	銀行 信用金庫 農 協		普通 ・ 当座
	口座番号	口座名義人	
		(フリガナ) -----	
請求金額		円	

上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

補助事業者 自治会等名  
代表者住所  
氏名